

令和 5 年度

墨田区青少年対策基本方針

墨田区青少年問題協議会

目 次

はじめに	2
令和5年度 墨田区青少年対策基本方針	3
墨田区青少年問題協議会委員	9
資料	
墨田区青少年問題協議会条例	10
墨田区青少年問題協議会条例施行規則	11
青少年対策関係組織図	12
墨田区の青少年人口推移	13
令和4年度 墨田区青少年健全育成区民大会 大会宣言	14

はじめに

子どもを取り巻く環境は、高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展などにより大きく変化しています。近年では、特にスマートフォンの急速な普及により、インターネットを介した新たなコミュニティが構築され、私たちの生活に大きな影響を与えています。これらの情報機器や情報通信ネットワークの発達に伴い、私たちの暮らしはより豊かにそして便利になる一方で、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害な情報が氾濫し、様々なサイトを通じて子どもたちが犯罪に巻き込まれるトラブルが多く発生しています。また、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を受け、日常生活や学校等における様々な活動が制限されてきました。

このような社会状況の中、墨田区では、次代を担う青少年が健やかに成長し、地域社会の一員として幅広く活躍することを願い、行政と区民が一体となって新しい生活様式にも対応した青少年の非行防止・健全育成活動に取り組んでいます。

本来、子どもは家庭や地域で温かく見守られながら社会との関わりの中で、自己を形成し、地域社会の一員としての自覚を培い、成長していくものです。しかしながら、家庭の多様化や地域社会におけるコミュニケーションの希薄化傾向の中で、青少年をめぐる諸般の問題を考えるとき、家庭・学校・地域の連帯感の形成に向けての取組がこれまで以上に求められます。

そこで、健全育成の活動に携わる方々の指針となるよう、本年度も墨田区青少年問題協議会での審議の結果、「令和5年度墨田区青少年対策基本方針」を定めました。

青少年関係機関及び団体並びに関係者におかれましては、青少年活動を進めるに当たり、この方針に沿って青少年の非行・被害防止並びに健全育成活動を積極的に推進されますようお願いいたします。

令和5年7月

墨田区青少年問題協議会

令和5年度 墨田区青少年対策基本方針

1 趣 旨

今日の青少年をめぐる問題は、高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、とりわけ、メディア環境の急速な変化に伴い、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などのコミュニティサイトによるいじめや性被害のトラブルが大きな社会問題となっている。

また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、児童虐待の増加、生活困窮世帯に属する子どもの貧困に加え、子ども・若者自身が介護者（ヤングケアラー）となり、勉学や生活などに支障を来す事態も生じている。さらに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットとした消費者被害の拡大が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて日常生活や学校等における様々な活動が制限されるなど、若者を取り巻く社会環境は日々変化し、青少年の意識や行動にも少なからず影響を与え、様々な問題として現れてきている。

こうした中、本年4月1日には、こども基本法が施行されるとともに、こども家庭庁が設置されるなど、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するための体制が整備された。

どのような環境の中でも、いつの時代においても、青少年の健全な育成は、われわれ大人の責務であり、本区としても、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成・非行防止活動を、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって展開していくとともに、区が掲げる「暮らし続けたいまち、働き続けたいまち、訪れたいまち」の実現に向けて、「人と人とのつながり」を強め、地域力を高めていくため、青少年の健全育成をより一層推進していく必要がある。

このような認識に立ち、青少年の健全育成活動の指針とするため、令和5年度の「墨田区青少年対策基本方針」を策定する。

2 令和5年度の基本的考え方

〔ひきこもり・ニート〕

平成27年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」では、15～39歳までのひきこもり状態（妊娠や病気等による場合を除き外出頻度が比較的低い状態が6か月以上）の者は、全国で約54.1万人と推計されている。また、「令和4年版子供・若者白書（内閣府）」によると、同年代の若年無業者（ニート）は令和3年で75万人となっており、前年より減少したものの、依然として高い水準となっている。このように、若者の社会的自立の遅れは深刻であり、その対策や自立性・社会性を育む取組が求められている。

また、青少年が被害者・加害者となる凶悪な事件が後を絶たず発生していることからも、これまで以上に家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携・協力しながら子どもを見守る体制を整えていく必要がある。

〔インターネット利用・SNS〕

「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年の97.7%がインターネットを利用しておらず、小学生から高校生における1日のインターネット平均利用時間は263.5分で5年前と比べて109.2分増加している。

このような中、SNSなどのコミュニティサイトに起因したいじめや犯罪被害が依然として後を絶たず発生しているほか、インターネット上には有害情報が氾濫し、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる。

これらのトラブルを未然に防止するため、区内の小中学校では、SNS学校ルールを設ける等のメディア教育に取り組んでいる。また、学校だけではなく、まずは、家庭において、子どもと十分に話し合い、子どもとの共通理解のもとに、各家庭でのルールをつくることが大切であるため、家庭内でのメディア教育に取り組めるよう、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民に対して啓発活動を行っていくことが求められている。

〔不登校・いじめ・自殺〕

文部科学省が実施した「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によると、「小・中学校における不登校児童生徒数」は前年度を上回っており、「いじめの認知件数」は令和2年度に大幅に減少したものの、再び増加に転じている。これは、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと等によるものである。また、厚生労働省の自殺の統計によると全国の小・中学生、高校生の自殺者数は令和3年に473人となり、前年から26人減少しているが、引き続き対策が求められている。

いじめ問題について、区では、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定や、インターネットを活用した匿名による報告相談、こころとからだのWEB健康観察、すみだスクールサポートセンターが実施する24時間対応の「いじめ相談窓口」のほか、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」として、意識啓発を図るなど、いじめの防止や早期発見に取り組んでいるところである。

また、不登校やひきこもり、自殺の問題については、本人が抱える様々な問題を理解するとともに、立ち直り等の支援をしていく必要があり、いじめ問題とともに、今後も家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携した対応が求められている。

〔薬物乱用〕

薬物乱用防止については、近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの乱用薬物の多様化、規範意識の低下、携帯電話・インターネットなどの普及により、薬物乱用の拡大、低年齢化が憂慮されている。「令和4年版子供・若者白書」によると、令和3年中に覚醒剤事犯により検挙された30歳未満の者は1,134人で長期的には減少傾向にある。一方、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から増加に転じ、令和3年中の検挙人員は3,817人となり、検挙人員全体の69.6%を占めている。また、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は平成27年から減少傾向にあるが、30歳未満の者が27.6%を占めていることからも、薬物が青少年へ与える影響は非常に大きなものとなっている。そのような状況の中、薬物乱用の実態把握やインターネット上の違法・有害情報の削除など、撲滅に向け様々な対策が進められており、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の防止に向けた啓発活動の更なる充実が求められている。また、東京都は「東京都安全安心まちづくり条例」において、危険薬物に関する情報の共有化を図るなどの取組を行っており、新たな危険薬物の乱用の根絶に向けた取組の推進が求められている。

〔子どもの貧困〕

子どもの貧困問題については、厚生労働省が実施した「令和元年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下の子どもの相対的貧困率は13.5%と平成28年度の調査時と比較し、0.4%減少しているが、なおも7人に1人が貧困の状況にある。貧困家庭における子どもの中には、十分な学習や娯楽等の機会が制約されるなど、社会的体験が希薄であり、将来への希望が持てなくなる例が見受けられ、非行や犯罪につながることもあるため、貧困家庭を社会全体で支えていくことが求め

られている。区では、将来を担う子どもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもの笑顔があふれるまちをめざすため、「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき「子どもの貧困対策」を進めている。

〔児童虐待・ヤングケアラー〕

児童虐待については近年増加傾向にあり、警察庁の発表によると、全国の警察が令和4年に虐待の疑いで児童相談所に通告した18歳未満の子どもの数は、前年より7,671人増の115,730人(暫定値)と過去最多を記録するとともに、児童虐待事件の検挙件数も前年からほぼ横ばいであり、依然として高い水準で推移している。

令和2年度に国が実施したヤングケアラーの実態調査によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%であり、その中には世話をしていても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱であった。また、令和3年度に実施した小学生及び大学生を対象にした実態調査によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生は6.5%、大学3年生で6.2%であった。

区では、児童相談所とも連携し、児童虐待に関する相談を含め子育て全般に関する相談体制の整備を図るなど、被害防止に向けた取組を推進しているが、今後は福祉・介護・医療・子育て・教育関係機関の連携によるヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなげる取組も求められている。

〔青少年の犯罪動向〕

一方、青少年による犯罪動向については、警視庁の統計によると、令和4年中、都内において検挙・補導された非行少年の数は4,038人で、前年に比べ28人(0.7%)減少した。うち、刑法犯少年は3,042人で、前年に比べ117人(4.0%)増加した。非行少年は平成22年から減少傾向にある一方、刑法犯少年は平成21年以来、13年ぶりに増加に転じた。不良行為少年は平成30年から令和3年まで減少傾向にあったが、令和4年は大幅に増加した。行為別では深夜はいかいが20,315人で最多となり、前年に比べて4,536人(28.7%)増加した。非行少年の主な特徴として、大麻事犯の検挙人員は98人で前年に比べ85人減少しているが、特殊詐欺の検挙人員は、153人で前年に比べ23人増加しており、少年の特殊詐欺の再犯者率は67.3%で、少年の刑法犯全体の再犯者率(36.7%)と比べて非常に高い状況である。あわせて、初発型非行の一つである万引きの検挙・補導人員は890人で前年に比べて145人減少しているが、学識別では小学生が374人で最も多くなっており、全体に占める小学生の割合が42.0%となっている。このような青少年の犯罪は、暴力団の犯罪行為に巻き込まれるケースや暴力団員と親密な関係に陥る危険性が懸念されるほか、重大事件に巻き込まれる可能性もあり、青少年の非行防止に対する取組への理解と活動の推進が求められている。また、東京都では、平成29年7月1日施行した「特定異性接客営業等の規制に関する条例」において、「JKビジネス」等について公安委員会への届出義務や営業者の禁止行為等を定めるなど必要な規制を行い、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪防止に取り組んでいる。

以上のような状況から、区では、平成30年度に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、墨田区における子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。また、本年度は次の5つの重点目標を設定し、上記の課題に取り組むこととする。

3 重点目標

- (1) 健全な明るい家庭づくりを進めよう。
- (2) 青少年の社会参加を促進しよう。
- (3) 社会環境の浄化推進に努めよう。
- (4) 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう。
- (5) 青少年の非行・被害防止運動を推進しよう。

目標 1

健全な明るい家庭づくりを進めよう

家庭は、子どもを健全に育成するための重要な場である。子どもが日常生活を通して、社会の一員としての自覚を持った自律的な人間となるよう、親が規範意識を育むお手本となり、基本的な「しつけ」や「社会のルール」などを理解させるとともに、家族のふれあいを深め、安らぎのある明るい家庭づくりを推進する。

- (1) 親は子どもの鑑、自ら規範意識を持ち真剣に生きる姿を見せよう。
- (2) 家族が互いに理解し合えるよう、何でも話し合える雰囲気づくりを常に心がけよう。
- (3) 家族一人ひとりが家族の一員として自覚を高め、家事の分担などそれぞれの役割を担おう。
- (4) 保護者は家庭教育について積極的に関わり、家庭教育の重要性について理解を深めよう。
- (5) やってはいけないことや間違った行為は、しっかり正そう。
- (6) 元気良く「あいさつ」ができるように、親が子どもにしつけよう。
- (7) 「いじめは、絶対に許されない」ことを家庭内で子どもにしっかりと理解させ、いじめの兆候等子どもの様子をよく観察して見守ろう。
- (8) 「早寝 早起き 朝ごはん」を実践して、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、「気力・体力・学力」の向上につなげよう。
- (9) 家族や親子で地域行事などに積極的に参加するなど、共同体験を豊かにし、家族のふれあいを深めよう。
- (10) テレビの過剰な視聴、ネット依存（モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用等）について話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう。
- (11) インターネットやスマートフォン等の利用について、家庭内でのルールづくりやフィルタリングサービスの活用に努めよう。

目標 2

青少年の社会参加を促進しよう

青少年は、社会との関わりの中で自己を形成し、社会の一員としての自覚を深め人間性豊かに成長していくものである。青少年が様々な社会活動に自主的に参画して、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、自立心や協調性などを培う上で大切なことから、地域社会活動参加への働きかけやジュニア・リーダー等の育成、青少年グループの自主的活動を促進する。

- (1) 青少年団体や青少年関係施設等の活動を通して、自律性と社会性を培い、「生きる力」を育成するとともに、仲間を思いやり、助け合うことの大切さを学ばせよう。
- (2) 子どもたちの声に耳を傾け、自主性が尊重され、生き生きとした地域活動が展開されるよう援助しよう。
- (3) 自然への愛を育み、地域社会の環境美化をはじめ、環境問題への関心を高めよう。
- (4) ボランティア活動への認識を広めて、その参加を促進し、奉仕の精神を養おう。

- (5) 職場体験学習などの場を提供し、地域産業への理解を深めるとともに、社会人・職業人として自立できるよう支援しよう。
- (6) 地域社会でスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動などの体験活動を充実し、青少年の積極的な参加を促進しよう。

目標 3

社会環境の浄化推進に努めよう

青少年を取り巻く社会環境は刺激的な要素が多く、成長の過程にある青少年の心に与える影響は多大である。区、関係機関・団体及び地域住民は一体となって、「非行を許さない」・「犯罪の被害者や加害者にならない」・「事故のない」、明るい、安全・安心なまちづくりを目指して地域環境の浄化を推進する。

- (1) 不健全図書類等の販売実態を把握し、啓発活動を行うとともに、有害なチラシやポスターを一掃しよう。
- (2) インターネット上で、「有害情報」などの閲覧や書き込み・情報発信をすることがないよう、その適正な使用について、家庭で注意をすることが基本であり、地域ではその啓発活動を進めよう。
- (3) 青少年が自主的に活動し、利用することのできる「居場所」づくりを進めよう。
- (4) 「地域防犯パトロール」活動や「すみだこどもの 110 番」運動を積極的に実施し、青少年の安全を確保しよう。
- (5) 交通マナーを普及させ、交通災害から青少年を守り、違法駐車や放置自転車等のない安全なまちにしよう。

目標 4

家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう

子どもの豊かな人間形成を図り、社会の担い手として成長していくために、家庭、学校、地域はそれぞれの役割を理解し、その機能を補完しあうなど、青少年健全育成上の課題の把握や解決に向け、連携をより一層強化していくとともに、関係機関・団体とも連絡調整を図る。

- (1) 家庭、学校、地域、関係機関・団体は、情報交換を密にし、日頃から相互の理解を深めよう。
- (2) 学校は、地域との連携・協力を深め、地域社会の活動に協力しよう。
- (3) 保護者や地域住民、育成リーダーは、「地域の子どもはみんなわが子」の気持ちで子どもたちに接しよう。
- (4) 「いじめは決して許されない」「いじめを傍観しているのは、いじめているのと同じだ」ということを子どもたちに教えるとともに、子どもの小さな変化を見逃がさず、関係者は一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて努力しよう。
- (5) 親の子育て不安解消に向けた取組を地域で進めるとともに、関係機関の子育て支援の一層の充実を図ろう。
- (6) 子どもの権利侵害を防止するための啓発活動を進め、保護を必要とする子ども・家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待など地域で気になることがあれば、子育て支援総合センターや児童相談所等に連絡（通報）しよう。
- (7) 学校内や登下校時における子どもたちの安全確保のための活動を推進しよう。
- (8) 「あいさつや声かけ」が子どもたちを守り育て、そして地域に根ざした運動になるように取り組もう。

- (9) 若年無業者やフリーター、ひきこもりの問題が深刻化していることから、放課後学習の推進や特別支援教育の充実を図るなど、子どもたちの発達段階に応じた教育、支援を行い、社会で自立した生活を送るまでの基本や学習内容の定着を図ろう。
- (10) 子どもの将来が、その生まれ育った状況によって左右されることなく、平等に教育を受ける機会や様々な体験の機会を得られるよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもたちを支援しよう。
- (11) 家庭、学校、関係機関・団体等は連携して、不登校の予防・早期対応及び解消に取り組もう。

目標 5

青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

青少年による非行や問題行動は、依然として憂慮すべき状況が続いていることから、青少年の非行防止に対する様々な取組への理解を深め、関係機関・団体、地域住民は、その防止のために、なお一層多様な活動を推進する。

- (1) 暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、青少年が暴力団と関係を持ち被害に巻き込まれないように、区や青少年関係機関・団体が一体となり、啓発活動などを展開しよう。
- (2) 犯罪被害防止とともに、加害者にもならないよう、SNS等のコミュニティサイトの利用が危険と隣り合わせであることを認識させ、他人への誹謗中傷や有害情報の書き込み防止など、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発活動を進めよう。
- (3) 危険薬物等に対する区民の理解を深めるとともに、販売等の情報を知り得た場合は情報提供を行えるよう、「危険ドラッグ」等の有害性や危険性について正しい知識の普及・啓発に取り組もう。
- (4) 性非行の防止及び性行動の低年齢化を防止するために、正しい知識の情報提供を行おう。
- (5) 青少年が非行に陥らないよう、不良行為等の問題行動の早期発見、立ち直り支援に取り組もう。
- (6) 「一声運動」や「地域懇談会」など、地域での地道な活動を積み重ねながら、区民の非行・被害防止意識を高めよう。
- (7) 「万引き、自転車窃盗、自動販売機荒らしは犯罪である」ということを子どもたちに認識させ、「しない・させない・見逃さない」ように、地域で見守りを強めよう。
- (8) 国が提唱する「青少年非行・被害防止強調月間」、「社会を明るくする運動強調月間」等に併せ、引き続き関係者の連携を強化し、啓発活動に取り組もう。

墨田区青少年問題協議会委員

(令和5年7月1日現在)

会長 墨田区長

山 本 亨

区議会議員（条例第2条第4項第1号）（4名）

あべ よしたけ
おまた 雄一
船橋 けんご
中村 あきひろ

学識経験者（条例第2条第4項第2号）（23名）

区立小学校長会会长
区立中学校長会会长
高等学校長代表
私立幼稚園連合会会长
区立小学校 PTA 協議会会长
区立中学校 PTA 連合会会长
青少年委員協議会会长
少年団体連合会会长
スポーツ推進委員協議会会长
民生委員・児童委員協議会会长
本所防犯協会会长
向島防犯協会会长
保護司会会长
墨中地区青少年育成委員会委員長
本中地区青少年育成委員会委員長
両中地区青少年育成委員会委員長
豎中地区青少年育成委員会委員長
錦中地区青少年育成委員会委員長
吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
寺中地区青少年育成委員会委員長
文花中地区青少年育成委員会委員長
桜堤中地区青少年育成委員会委員長
吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長

川中子 登志雄
駒田 るみ子
金田 裕治
吉川 宜範
小泉 武三
小野 和俊
小澤 一二子
小島 泰裕
鎌田 由美子
廣田 健史
岩田 康一郎
有馬 紀子
西安 瑠子
山口 美一子
横井 廣見
小坂 新厚
堀口 正義
市川 清豊
長谷川 利雄

関係行政機関の職員（条例第2条第4項第3号）（7名）

本所警察署長
向島警察署長
東京都江東児童相談所長
墨田公共職業安定所長
東京都家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
東京都保護観察所保護観察官
向島労働基準監督署長

山本 英治
田平 誠博
栗原 彦輔
佐々木 幸司
岡大輔
野口 美司
釜賀 由美

区の職員（条例第2条第4項第4号）（6名）

副区長
教育委員会教育長
産業観光部長
福祉保健部長
福祉保健部保健衛生担当部長
子ども・子育て支援部長

岸川 紀子
加藤 裕之
郡司 英正
閑口 行春
杉下 由美
酒井 敏春

墨田区青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び45人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 区議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 区の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第4項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(会長及び副会長の権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、区長が招集する。

(定足数及び表決数)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

墨田区青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、墨田区青少年問題協議会条例（昭和30年墨田区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第2条第4項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本所警察署長
- (2) 向島警察署長
- (3) 東京都江東児童相談所長
- (4) 墨田公共職業安定所長
- (5) 東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
- (6) 東京保護観察所保護観察官
- (7) 向島労働基準監督署長

2 条例第2条第4項第4号の区の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副区長
- (2) 教育長
- (3) 産業観光部長
- (4) 福祉保健部長
- (5) 福祉保健部保健衛生担当部長
- (6) 子ども・子育て支援部長

(協議会の会議)

第3条 協議会の会議は、隨時必要に応じて開催するものとする。

(議案の提出)

第4条 委員は、議案を提出しようとするときは、文書によりその件名、提出理由及び必要な資料を協議会の会議の開催7日前までに会長に提出するものとする。

(専門委員会の所掌事項)

第5条 専門委員会は、会長の命を受け、協議会の施策に反映させるため、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 青少年を取り巻く環境の浄化に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) その他青少年問題に関すること。

(専門委員会の構成等)

第6条 専門委員会の構成その他必要な事項は、会長が別に定める。

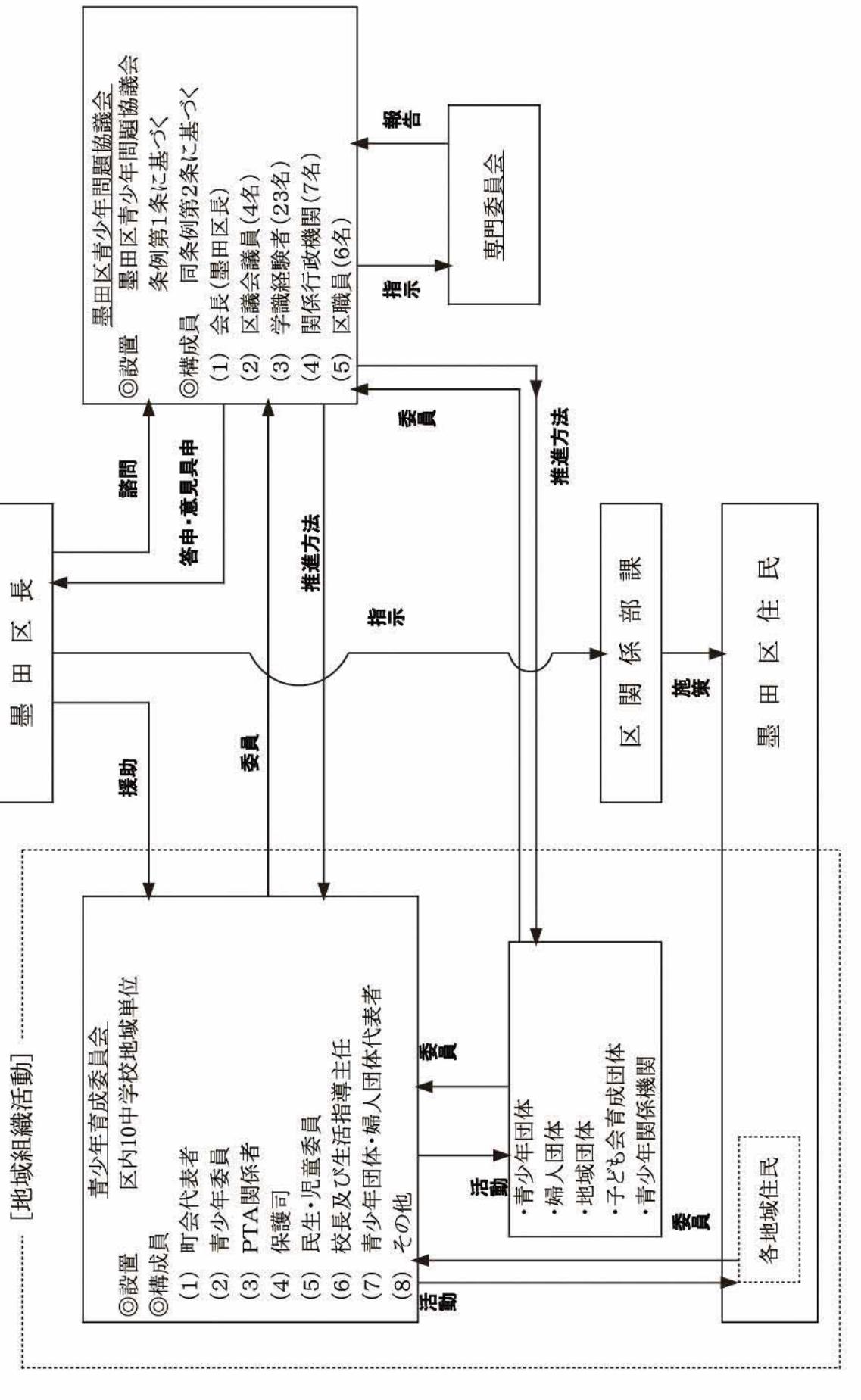
(協議会及び専門委員会の庶務)

第7条 協議会及び専門委員会の庶務は、墨田区教育委員会事務局地域教育支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

青少年対策関係組織図



墨田区の青少年人口推移

(単位=人:各年1月1日現在)

年 齢		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
0~5歳	男	6,536	6,577	6,436	6,153	5,894
	女	6,386	6,339	6,254	5,944	5,622
	計	12,922	12,916	12,690	12,097	11,516
6~11歳 (小学生)	男	5,552	5,548	5,553	5,588	5,545
	女	5,112	5,171	5,225	5,295	5,379
	計	10,664	10,719	10,778	10,883	10,924
12~14歳 (中学生)	男	2,564	2,614	2,634	2,678	2,725
	女	2,449	2,496	2,555	2,527	2,529
	計	5,013	5,110	5,189	5,205	5,254
15~17歳 (高校生)	男	2,652	2,615	2,569	2,565	2,645
	女	2,635	2,521	2,466	2,448	2,515
	計	5,287	5,136	5,035	5,013	5,160
18~24歳	男	8,896	8,800	8,751	8,744	9,123
	女	8,795	8,976	8,744	8,712	9,377
	計	17,691	17,776	17,495	17,456	18,500
総 計	男	26,200	26,154	25,943	25,728	25,932
	女	25,377	25,503	25,244	24,926	25,422
	計	51,577	51,657	51,187	50,654	51,354
総 人 口		271,859	274,896	275,647	275,724	279,985
総人口に占める割合		18.97%	18.79%	18.57%	18.37%	18.34%

令和4年度 墨田区青少年健全育成区民大会 大会宣言

次代を担う青少年の健やかな成長は、われわれ大人の願いであり責務でもあります。

墨田区青少年健全育成区民大会において、私たちは青少年の健全育成に向けて力を合わせて取り組む決意を新たにするとともに、家庭、学校、地域そして行政、関係機関・団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、この取組を進める決意をこめ、次のように宣言します。

- 1 子どもたちに社会のルールを理解させ規範意識をはぐくとともに、家族のふれあいを深め、「早寝 早起き 朝ごはん」など健康で規則正しい生活を身につけさせ、明るい家庭づくりに努めます。
- 1 地域の子どもはみんなわが子という気持ちで子どもたちを見守り育て、豊かな人間関係を育むため「あいさつや声かけ」を行い、これが地域に根差した運動になるよう積極的に取り組みます。
- 1 家庭、学校、地域、行政などと連携し、不登校やいじめ、児童虐待などの早期発見と適切な対応に努め、子どもたちが安心して生活できる地域環境づくりを行います。また、子どもたちに人権の大切さを教え、いじめや虐待の未然防止に努めます。
- 1 「地域防犯パトロール」活動、「すみだこどもの110番」運動、「有害環境点検調査」など、子どもたちの安全確保と青少年を取り巻く有害な社会環境浄化の取組を積極的に推進します。
- 1 スマートフォン等の使用にあたり、利用時間制限や有害サイトアクセス制限など、家庭でのルールづくりを推進し、他人への誹謗中傷、犯罪被害等防止のため、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発に努めます。
- 1 薬物乱用防止に関する啓発活動を推進するとともに、合法と称して販売されている「危険ドラッグ」などの有害性や危険性について、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

令和4年11月

墨田区青少年健全育成区民大会

令和5年7月発行

令和5年度 墨田区青少年対策基本方針

発 行 墨田区青少年問題協議会

事務局 墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

墨田区吾妻橋1-23-20

電話 03(5608)6503(直通)



ひと、つながる。
墨田区